

# 再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2024年4月4日 第117号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内  
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:[www.saishin-enzai.net](http://www.saishin-enzai.net)

5事件120人の支援者が共同で

## 「司法はただちに再審開始を」

東京・新宿駅頭で3・3アピール行動

最高裁でたたかう冤罪5事件の支援者が、3月3日、東京。新宿駅東南口で「司法はただちに再審開始を アピール行動」と題して大規模な宣伝行動をおこないました。



「最高裁は再審開始を！」とコールを上げたステージプログラムのフィナーレ

アピール行動の参加事件は、大崎事件、日野町事件、三鷹事件、豊川幼児殺人事件と、今年1月に最高裁が再審請求を棄却されてしまった名張毒ぶどう酒事件です。

当日集まったのは120人以上で、特設ステージで各事件がマイクで訴え、支援者は横断幕やパネル、ノボリなどを掲げてビラを配布し、アピールしました。

巨大繁華街の新宿。年齢、性別、国籍のバラエティが豊かで反応も多様でした。ビラを受け取った青年が、「署名がしたい。

この事件の署名ありますか？」と支援者に尋ねる場面や、綺麗な身なりをした若い女性が「冤罪って許せないですね。何をしたらいいですか？」と支援者に話しかけてくる場面もあり、「新宿で何度もビラを配ってきたけれども、こんなことは初めてよ」と、参加した支援者からも感激の声をあげていました。観光にきた外国人風の人に声をかけられた支援者が、日本の裁判がいか後に後退しているかを片言の英語と身振りで訴え、国際的な連帯も深めました。

ステージでは、鴨志田祐美弁護士が MC となって 5 事件の支援者にインタビュー。場を盛り上げるトーク力は、さながらラジオの公開収録のようで、聞き耳を立てながら歩く歩行者が多数見受けられました。

名張事件の全国の会・田中哲夫さんは、再審を棄却した最高裁の決定を厳しく批判。「第 11 次再審で再審を勝ちとりたい」と決意を語り、三鷹事件の真相を究明し語り継ぐ会・古川啓さんは「裁判所は科学と道理を認め再審を」と訴えました。

豊川幼児殺人事件の田邊さんを守る会・渡辺達郎さんは「最高裁が人権を守る最後の砦としての機能を果たせ」と訴え、大崎事件首都圏の会・平川明雄さんは、「最高

裁の間違いは最高裁に正してもらえない」と訴えました。

滋賀・日野町事件で父・阪原弘さんの無実を訴える長男、阪原弘次さんは、「父の無念、名誉を回復したい」と思いを語り、「父は犯人ではありません。最高裁は一日も早く再審を確定して」と訴えました。

ステージの周囲には、各事件が持ち寄った横断幕がズラリと並び、通行人の目を引きました。また、この日のために作成した各事件の大型プラスター合計 25 枚が掲げられました。まるでボクシングのラウンドガールのようにプラスターを高々と掲げて歩く支援者もあり、注目を浴びていました。

## 静岡・袴田事件 再審公判

# 袴田さんの無実が鮮明に

## 弁護側・検察側双方の証人尋問が終わる

静岡・袴田事件の再審公判が、2月14日、15日、3月25日～27日と静岡地裁で連続的に開かれました。公判の特徴を紹介します。(救援新聞の記事を編集しました)

2月14日の公判は、犯行後に袴田さんが脱出したとされる「裏木戸の写真」、盗んだ後に郵便局へ預けたという「焼けた紙幣」など、捜査機関が有罪のために作り上げた証拠の数々が争点になりました。弁護団は冒頭陳述で徹底的に追及。裏木戸が閉まっており脱出は不可能、「焼けた紙幣」は郵便局職員が「預かったことにする」ために虚偽供述をさせられたなど主張しました。

翌15日の公判では、犯行着衣とされた



入廷する弁護団と秀子さん、支援者(3月27日 静岡地裁) 松田由美さん撮影

「5点の衣類」について、検察官は光の当たり方によって色味は変化するなど、捏造を否定する主張を4時間延々とおこないま

した。

公判後の会見で弁護団からは、「検察の反証はお粗末での外れであった」「検察官の立証責任は果たされていない」など厳しい意見が出されました。

## 「血痕の赤み残らないのは常識」 検察側鑑定人が弁護側鑑定に同調

3月25日～27日は、最大の争点となっている犯行着衣とされる「5点の衣類」が1年以上みそに漬かった場合、血痕に赤みが残るかどうかについて、5人の証人(検察側2人、弁護側3人)への尋問がおこなわれました

第2次再審請求審の差戻し審で東京高裁は、「5点の衣類」の血痕は赤みが残らないとした清水恵子・旭川医科大学教授らの実験にもとづく鑑定意見書を評価して再審開始決定を支持し、確定しました。再審公判で検察は「血痕に赤みは残る」と主張し、7人の法医学者の共同鑑定書と1人の法医学者の供述調書を提出しています。

25日の公判では、検察側証人として7人を代表して神田芳郎・久留米大教授と供述調書を提出していた池田典昭・九州大学名誉教授が証言しました。神田教授は、事件当時のみそタンク内の酸素濃度などの条件が不明確だとして、「赤みが残ることも残らないことも完全に証明するのは不可能」と証言。池田名誉教授は、血液が黒褐色化する阻害要因などを検討していないとして、清水教授らの鑑定書を批判しましたが、「1年2カ月もみその中に漬かっていたら血痕の赤みが残らないのは法医学者であれば常識」とも述べました

26日の公判には、弁護側証人として旭川医科大学の清水教授と同・奥田勝博助教、石森浩一郎北海道大学教授が証言しました。

清水教授らは、検察側の鑑定人らの意見について「赤みが残る可能性があるというのは抽象的な仮説である。(その仮説を)実証

実験を通して示していただきたい」と反論しました。

## 5人の証人に裁判官が尋問

27日の公判では、裁判官が5人の証人に質問する対質尋問がおこなわれました。裁判官が「1年以上みそに漬かった血痕の赤みが残るかどうか」と尋ねると、神田教授は「タンク内の条件があまりにもわからないので、赤みが残る可能性がないとはいえない」と主張。一方、清水教授は「血液が体の外に出たあと、みその成分にさらされれば化学変化が進行して黒く変化する。当時のみそタンク内の条件を100%再現するのは不可能だが、確率論的に起こりえる結論を提示した」と反論しました。

また、弁護側・検察側双方がおこなった実験で血痕が黒褐色化したことの要因について石森教授は、「逆に赤みを維持させる条件を考えた時、どれもタンクの状況に合わない」と答えました。池田名誉教授も「20日間で黒くなるのは当たり前」と清水教授らの意見に同調する意見を述べました。

## 「無罪確信」と小川弁護団事務局長

27日の公判後に弁護団が記者会見をおこない、小川秀世弁護団事務局長は、「今回の鑑定人の尋問を終えて無罪判決を確信した。検察側の証人(池田教授)も弁護団の主張を補強するような証言であった。清水教授らの真摯で科学的な根拠にもとづく証言を裁判官は理解してくれたと思う」と述べました。

袴田ひで子さんは「(証人尋問は)大成功でした。一山も二山も三山も越えた。ここまでこれたのもみなさまのおかげです。ひきつづきよろしく申し上げます」と述べました。

今後の裁判は、4月17日、24日の予定です。「5点の衣類」に付着したDNA型鑑定などについての証人尋問がおこなわれ、5月22日の第14回公判で結審する予定です。

## 村山元裁判官が再審法改正訴え

### 再審決定出した静岡地裁で

またこの日は、静岡地裁が再審開始を決定してから10年目にあたるため、袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会が声明を出し、いまま無実の巖さんが救済されてい

ないことに対して検察への批判と再審法改正の必要性を訴えました。

合わせて、日弁連が再審法改正をもとめて静岡地裁と市街地での宣伝、県知事や静岡市長への要請をおこないました。宣伝には村山浩昭元裁判長も参加し、再審法改正の必要性を訴えました。

### 滋賀・日野町事件

# 「父は無実！再審確定を求める 日野町事件 2024 年東京集会」

最高裁要請と国会内で集会ひらく



最高裁前でアピール行動する支援者

最高裁に係属している日野町事件(再審開始決定に検察が特別抗告した事件)の支援集会が2月7日、衆議院第一議員会館で行われました。支援者約50人と再申請人の阪原弘次さん(獄中死した阪原弘さんの長男)と美和子さん弁護士3人が参加し、弁護団を代表して石側亮太弁護士が約40分間に渡って、本事件での検察の立証のデータメスを報告しました。

本事件は、いつ、どこで、どのように殺害したか曖昧なまま、実にいい加減な証拠

で2000年9月に無期懲役が確定し、当人の阪原弘さんが第一次再審請求審の途中で獄中死したという悲惨な冤罪事件です。警察が嘘の証拠をでっち上げた事も、再審請求審の中で明らかになるなどして、第二次再申請審で昨年2月27日に再審開始決定が出され、現在最高裁で争われています。強盗殺人と言う謂われのない罪を着せられた父親の無念な獄中死、「殺人者の家族」として過ごさざるを得なかった時代、そして再審請求裁判を闘う辛さ苦しき等、遺族

が涙ながらに訴えました。

院内集会終了後、最高裁に移動し、弁護団が調査官面会を求め、意見書を提出するために最高裁正門から入ろうとするも、弁護人以外は金属探知機の検査を行う必要があるため南門（最高裁で傍聴人が入るところ）から入ることになっているとして、再審請求人である坂原弘次さんは正門からの入門は駄目だと規制されました。

なぜ駄目なのか、どうしたら良いのか、いろいろ提案して交渉しましたが、その都度「検討する」とのことで長時間待たされた挙げ句の果て、正門からは入れず南門から入ることになりました。

調査官面会はできませんでしたが、弁護団と阪原弘次さんが担当書記官に要請を行い、これとは別に支援者が同時刻に最高裁への要請も行いました。

## 栃木・今市事件 第2回全国現地調査に120人

# 「自白」の犯行は不可能

栃木・今市事件第2回全国現地調査が3月9日、10日におこなわれました。16都府県から120人参加し、バスや自家用車に分乗して事件現場を訪れました。

事件は2005年、今市市(現日光市)の小学校1年生の女兒が茨城県常陸大宮市内の山林から遺体となって発見され、勝又拓哉さんが別件で逮捕され、殺人事件での「自白」を強要され起訴されたものです。20年に最高裁で無期懲役が確定。

参加者は常陸大宮市内の県道から200メートルほど狭い林道を歩いて遺体遺棄場所へ移動し、説明を受けました。女兒と同じ体形、体重に見立てたマネキンを使って、「自白」通りの殺害方法が出来るのかを検証しました。「自白」では、女兒を両手両足ガムテープで縛った状態で立たせ、勝又さんが左手で女兒の右肩をつかみ、右手でナイフを一気に10回刺した、5回くらい刺したとき女兒が崩れ膝立ちになったが刺し続けたとなっており、刺し傷の角度はほぼ同じです。しかし、実際に検証して、片手で支えての犯行は難しいことがわかりました。また、鑑定結果から女兒の体から少なくとも1リットルの血液が流れたと考えられる

のに、現場に女兒の血液は数滴で、弁護団の実験から地面に血液が染み込んだ可能性はないことなどが説明されました。

2日目は、特

別学習会を開催。

映画監督・周防

正行さんが記念

講演おこない、弁護団の依頼で殺害現場と死体遺棄現場に血液をたらして、検察の主張通りルミノール反応が現れるかの実験をおこなったことなどを紹介しました。勝又さんからの手紙が代読され、家族の挨拶に続き、守る会からの行動提起を大きな拍手で確認しました。



現場で説明する勝又さんの弟の高瀬有史さん

# 最高裁が再審請求を棄却

## 宇賀裁判官「再審開始すべき」と反対意見

三重・名張毒ぶどう酒事件の第10次再審請求について、最高裁第三小法廷（長嶺安政裁判長）は1月29日付で、故奥西勝さんの妹岡美代子さん（94）が申し立てた特別抗告を棄却する不当決定をおこないました。裁判官5人中、宇賀克也裁判官は「再審を開始すべき」との反対意見を述べました。（記事は救援新聞より）

第10次再審で、弁護団は、真犯人の存在を明らかにする鑑定を提出しました。ぶどう酒瓶の口に巻かれた「封緘紙」の裏面に、製造時とは違う糊（市販の洗濯糊）が付着していたことを科学的に明らかにした澤渡教授の鑑定です。くわえて弁護団は、「糊鑑定」の結果と合致する、懇親会の準備の時に見たぶどう酒瓶には「封緘紙が巻かれてあった」とする3人の村人の供述調書（検察官が59年隠して開示）を新たに提出しました。

これらの新証拠により、毒物（農薬）混入時にいったんはがされた封緘紙が真犯人によって貼り直されていたこと（二度貼り）が明らかになりました。この事実は、奥西さんの「自白」（農薬を入れたときに封緘紙が破れて落ちたのをそのままにした）を否定し、封緘紙の貼り直しができないことを前提に、公民館の囲炉裏の間で毒物が混入され、そこで一人になることができた奥西さんにしか犯行機会がなかったとの死刑判決を覆すものです。

しかし、最高裁は、弁護団が強く求めた鑑定人尋問をおこなわず、科学的知見にもとづく検討をいっさいしない一方で、封緘紙の発見前や保管の過程で何らかの物質が付着した可能性があるなどの勝手な推測で糊鑑定を退け、さらに村人の供述調書については全く触れませんでした。

## 宇賀裁判官の反対意見

一方、宇賀裁判官は、科学的知見にもとづき判断し、白鳥・財田川決定に忠実に新旧証拠を総合評価し、「再審を開始すべき」との反対意見を、20頁の決定中、10頁を割いて述べています。これまで10回の再審で最高裁裁判官が「再審を開始すべき」との意見を出したのは初めてです。

宇賀裁判官は、澤渡鑑定を検討し、「高い信用性が認められると考える」「澤渡鑑定の実験手法に問題は見当たらない」としたうえで、真犯人が二度貼りしたことを認めています。そのうえで、多数意見が澤渡鑑定を否定した判断方法について、「『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則に反するように思われる」と批判しています。

さらに、宇賀裁判官は新証拠をふまえ、これまで裁判所に出されている証拠（旧証拠）を検討し、「事件本人にのみ犯行の機会があったとは断定できなくなり、事件本人の犯人性に合理的な疑いが生じると考えられる」と判断しています。

これまで弁護団・支援者が再現実験や現地調査で指摘してきた問題点も検討を深めています。たとえば、奥西さんを犯人とするために都合のよいようにいっせいに変遷した村人の供述について、「事件後間もない時期における関係者の一致した供述が、相当期間経過後に一斉に変遷するのは疑

問」。農薬の入った瓶を川に捨てたと  
なっているが、弁護団の実験では瓶は沈むのに、  
捜索で見つからないのは不自然。農薬が入  
った竹筒を囲炉裏で焼却したことになって  
いるが、その竹筒を燃やせば検出される燐  
(リン)が検出されておらず、「自白が真  
実であれば当然存在すべき裏付けを欠いて  
いる」と指摘。そのうえで、「元々事件本人の  
自白にはその内容に照らして多数の疑問が  
ある」とし、「再審を開始すべき」と結論

づけています。

### 「名誉回復へ」岡さんの決意

決定を受けて開いた会見で弁護団は、奥  
西さんの妹の岡美代子さんのコメントを紹  
介。「どうして裁判所は真実を見てくれな  
いのか。長生きして兄の名誉を回復するよ  
うに全力をあげます」と話したことを紹介  
しました。(救援新聞より)

## 福岡・飯塚事件

# 死刑判決に重大な疑問

## 審理が結審、市民集会で弁護団が報告

「第二次再審請求審であきらかになっ  
た事実から飯塚事件を考える市民集会」  
が3月17日、飯塚市内で開かれ、52人  
が参加しました。

飯塚事件は1992年、飯塚市内で登  
校途中の小学1年生の女兒2人が行方不  
明となり、その後遺体が発見された事件  
です。遺留品投棄現場と女兒が最後に目  
撃された三叉路付近で目撃された車の特  
徴が久間三千年(くまみちとし)さんの  
車と一致する、女兒から採取した血痕か  
ら久間さんと一致するDNA型が検出さ  
れたなどとして逮捕・起訴。久間さんは  
一貫して無実を訴えていましたが死刑が  
確定。2008年10月28日、確定か  
らわずか2年という異例のスピードで死  
刑が執行されました。

集会で弁護団の小野純司弁護士が「飯  
塚事件の概要と裁判の状況」について次  
のように話しました。

第1次再審請求審ではDNAのMCT118  
型検査法による鑑定の弱さを認めなが  
らも、遺留品投棄現場で目撃された車と三叉  
路での車が久間さんの車と一致するとい

う目撃証言と、その他の複数の状況証拠で  
犯人と認められるとして請求を棄却しまし  
た。

審理では、女兒たちを最後に目撃したと  
されるOさんが、「目撃したのは別の日だ  
と警察に言ったのに供述と違う調書を作  
られた」という新証言が出てきました。弁  
護団は、Oさんの証言通りならば、通報記  
録や捜査記録があるはずだから検察に送  
った際の証拠送付リストの開示を求めまし  
たが、検察は「法律で定められたものでは  
ないから開示する必要はない」と拒否。す  
でに死刑執行されている事件の再審で無  
実の証拠が出てくることになれば大失態  
です。真実がなにかというよりも必死にな  
って再審を阻止するでしょう。多くの人に  
事件を知らせ、公正な審理で再審を開かね  
ばならないという声を裁判所へかけてほ  
しい。

再審請求審は結審し、再審開始の可否  
は4月以降に出される見込みです。(救  
援新聞より)

## ●福井女子中学生殺人事件

### 「前川さん見ていない」

名古屋高裁金沢支部で証人尋問

前川彰司さんが無実を訴えている福井女子中学生殺人事件の第2次再審請求審で、3月27日、名古屋高裁金沢支部で三者協議がおこなわれ、有罪の証拠にもなった「事件の夜、血の付いた前川さんを見た」と証言した男性が出廷しました。

弁護団によると出廷した男性は、「本当は前川さんに会っていない。血の付いた姿も見ていない」と証言しました。男性は一審では「見ていない」と証言。しかし二審で「見た」と証言を変えた理由について、「一審後に警察官から薬物犯罪について『見逃す』と言われた」と説明しています。

裁判は4月18日の三者協議で結審する見通しです。福井県本部と前川さんを守る会では、同日に宣伝・報告集会(午後3時30分・金沢弁護士会ホール)を予定。

## ●青木国賠で最高裁が上告棄却

### 警察の違法認めた裁判が終結

東住吉事件で娘を殺害した犯人とされた青木恵子さんが、警察(大阪府)と検察(国)の違法捜査の責任追及のため訴えを起こした「東住吉事件青木国賠」で、最高裁第一小法廷(岡正晶裁判長)は3月28日付で青木さんの上告を棄却しました。これにより国賠裁判は、一、二審で警察の違法捜査を認めた勝利判決の成果を上げて終結を迎えることになりました。

証拠隠蔽などをおこなった検察の捜査や違法な起訴などは、最高裁を経ても違法性が認定されませんでした。最高裁の決定は、青木さんの上告の理由は民事訴訟法に規定された事由に該当しないというもので、裁判官全員一致の意見でした。

決定を受けた会見で、青木さんは次のように述べました。

上告棄却によって28年間のたたかいを終えることになりました。警察の捜査や取調べを断罪した控訴審判決が維持されたことを喜びたい。しかし、最高裁も人の人生を奪った検察の捜査や起訴の不当性について何ら審理しなかった。最高裁は、その役割を果たしていない。改めて失望を感じます。冤罪は今後もなくならない。弁護団や支援のみなさんとともにたたかったからこそその勝利。この経験を今後は引き続き、冤罪犠牲者のみなさんに伝えていきたい。冤罪がなくなるまでたたかい続ける決意です。(青木恵子)

## 再審法改正へ、超党派議連が発足

再審法改正への運動と機運が高まるもと、3月11日、超党派の国会議員による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」(再審法改正実現議連)が発足しました。

自民党・麻生太郎副総裁、公明党・山口那津男代表、立憲民主党・泉健太代表、日本維新の会・馬場伸幸代表、国民民主党・玉木雄一郎代表などが呼びかけ人となり、総会時点で、日本共産党や社会民主党など超党派国会議員134人が参加しました。

設立趣意書によると、「捜査機関の手元にある証拠を利用できるようにすることも含め、再審手続の明確化、透明化を図るとともに、(中略)速やかに裁判のやり直しを行うことができるよう、法整備を行うことが必要である」とし、再審法改正を早期に実現すべきだと述べられています。